

公 告 第 8 2 号

令和8年2月24日

リゾートトラスト健康保険組合

理事長 佐々木 征磁

令和8年度 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

健康保険法第47条（任意継続被保険者の標準報酬月額）の規定により、平均標準報酬月額が下記のとおり決定いたしましたので公告いたします。

記

1. 令和7年9月30日現在の全被保険者の平均報酬月額 359,944 円
2. 令和7年度任意継続被保険者の標準報酬月額の上限 360,000 円
3. 上記2の適用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

以上